

事業者の皆様へ

2024年3月29日
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
リスク管理統括部

業務委託契約標準契約書等の一部改正のお知らせ

事業者の皆様におかれましては、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当機構では毎年、契約・検査事務の制度改善等を図ってまいりました。2024年度におきましても、制度改善に伴う事務手続きの変更等を実施するため、2024年4月1日から業務委託契約標準契約書等の一部を改正及び適用させていただきます。

これらの改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございませんが、改正後の業務委託契約標準契約書（一般用、大学・国研等用）、共同研究契約標準契約書（一般用、大学・国研等用）、実証事業委託契約標準契約書、調査委託契約標準契約書をご確認、ご了承の上、事業を遂行いただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各種約款の最新版は当機構ホームページ（<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>）から入手することができます。主な改正の内容は別紙をご参照ください。

また、委託業務事務処理マニュアルも改正をしておりますので、最新版をご確認ください。（https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html）

※本件に関する基本的な考え方についての問合せは、下記メール宛てにお願い致します。

（事業毎の対応につきましては、プロジェクト担当部までご連絡ください。）

E-mail: helpdesk@ml.nedo.go.jp

契約書の主な改正内容について

1. 押印不要文書範囲の拡大に伴う改定

※新規・継続

PMS を用いて締結される変更契約書において、原則として押印不要とするために、契約書の後文等を改正いたします。

(対象契約書)

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約標準契約書、調査委託契約標準契約書

<参考：業務委託契約標準契約書>

(後文)

本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。ただし、甲が提供する電子情報処理組織を用いて契約を締結する場合において、甲が指定するときは、別途定めるところによるものとする。

2. 事業終了年度末における経費計上の支払期限延長に伴う改正

※新規・継続

経費計上を認める期間に関して、例外として認めるものについての支払い期限を、実績報告書提出日までに延長するために、契約約款の積算基準を改正いたします。

(対象契約書)

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約標準契約書、調査委託契約標準契約書

<参考：業務委託契約約款 業務委託費積算基準>

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託業務実績報告書を乙が甲に提出する日委託期間終了日の翌月末日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。
- ~~3 委託期間中に発生した再委託費・共同実施費であって、委託業務実績報告書または委託業務中間実績報告書を乙が甲に提出する前までに、乙が再委託先・共同実施先に対し支払いを完了したものの。~~

3. 特許非公開制度の施行に伴う改正

※新規・継続

経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開制度の施行に伴い、NEDOへ報告いただく事項及びNEDOへ提示しない事項を明確化するために、約款本文を改正いたします。

(対象契約書)

業務委託契約標準契約書、共同研究契約標準契約書、業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）、共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）

<参考：業務委託契約約款 業務委託費積算基準>

(出願の通知)

第32条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願（PCT国内書面等（以下「国内書面」という。）の提出を含む。）又は申請を行ったときは、~~出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名及び発明の名称が確認できる書類（以下「書誌的事項を示す書類」という。）の写しを添付して、~~甲が別に定める産業財産権出願通知書1通を出願の日（国内書面の提出にあつては提出日）から60日以内（ただし、外国への出願及び外国への国内書面提出の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。

第2項 ～ 第3項 （略）

(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)

第32条の2 乙は、委託業務の実施にあたり、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）の第5章「特許出願の非公開（第65条―第85条）」の規定に関して、第28条の3に規定する知財マネジメント基本方針に基づき、甲への報告を行うものとする。

2 乙は、乙の特許出願に係る明細書等（経済安全保障推進法第65条第1項に規定する明細書等をいう。以下同じ。）に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。）の情報は、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲に提示しないこととする。

3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が委託業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。